

大網白里市都市計画マスタープラン（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

大網白里市都市計画マスタープラン（案）に係るパブリックコメントの実施結果について、次のとおり報告します。

1. 意見募集（パブリックコメント）の実施概要

- （１）意見の募集期間：令和8年7月1日（水曜日）から7月31日（金曜日）まで
- （２）意見の募集の周知方法：市ホームページ、広報7月号
- （３）意見を提出できる方：市内在住の方、市内在勤又は在学の方、市内事業者の方、利害関係を有する方
- （４）意見の提出方法：郵送、電子メール、直接持参
- （５）意見提出者数：7名（提出件数：7件〔郵送 1件、電子メール 5件、直接持参 1件〕）
- （６）意見の数：30件

2. 意見の取扱い

区 分	件 数	対象意見
1. 案を修正するもの	0 件	
2. 案は修正せず、今後の施策・事業等の参考とするもの	26件	No.1、No.3～No.19 No.22、No.23 No.25～No.30
3. 計画上の位置付け等に関する質問・意見	3件	No.20、No.21、No.24
4. 賛同意見	1件	No.2
合 計	30件	

都市計画マスタープランは、長期的な視点から、都市計画やまちづくりに関する基本的な方針を定めるものです。いただいたご意見のうち、個別の事業、制度運用、実施時期、予算・財源等に関する具体的な提案については、今後、関連する施策や事業を検討し、又は関係機関等と協議する際の参考とします。

以上を踏まえて検討した結果、計画案の修正は行わないこととしています。

3. 寄せられた意見と市の考え方

意見については、原則として原文のまま掲載していますが、趣旨が変わらない範囲で一部表現の調整等を行っているものがあります。

番号	意見	市の考え方
1	白里海岸沿いに暮らす住民として、日常の買物に不便を感じており、生活インフラも十分とはいえません。地域住民が安心して暮らせる環境を整え、少なくとも、活気のある白里海岸沿いとしていただくことを要望します。	本計画案では、白里地域のまちづくりの基本方針において、白里地区における日常生活を支える機能の充実と、白里海岸周辺における観光・交流の促進を図る方針を示しています。 いただいたご意見は関係課と共有し、今後、関連する施策や事業を検討する際の参考とします。
2	本案については、おおむね妥当な内容であると考えます。	今後も、本計画案の方針に基づき、将来都市像の実現に向けたまちづくりに取り組みます。
3	本案については、内容的に非常に物足りないという感想を持った。 現在、本市をはじめとする地方都市は、少子高齢化や若年層の人口流出に直面しており、これらへの対策が急務となっている。本案からもその問題意識は読み取れるものの、具体的な方策に着手するアイデアや仕掛けが見えてこない。特に、本市が有する交通の結節点という特性を生かし、近隣自治体とどのように相互補完し発展していくのか、そのビジョンは住民と行政とで共有して持つべきであるし、そこを出発点とする都市計画マスタープランでなければ、計画倒れになりかねない。今後の見直しに期待する。	都市計画マスタープランは、都市計画やまちづくりに関する基本的な方針を示すもので、具体的な施策は、本計画に即して各分野の個別計画などにおいて検討・実施していくこととなります。 本計画案では、人口減少・少子高齢化への対応を都市づくりの主要課題の一つとして位置付け、「未来に向けた持続可能な都市の実現」や「誰もが快適に暮らせる住みよい都市の実現」などを目標に掲げ、各分野における都市づくりの方針を示しています。 いただいたご意見は関係課と共有し、今後、関連する施策を検討する際の参考とします。
4	P29～P34 第2章「3.市民意向等」 P51 第4章「1.土地利用の方針 (2)商業・業務系土地利用」 P53 第4章「1.土地利用の方針 (5)都市の活性化を担う『市街化調整区域』の土地利用」 満足度と重要度の乖離への重点投資 市民・事業者アンケートの結果を踏まえ、重要度が高い一方で満足度が低い分野に、限られた財源を優先的に投入すべきです。 医療・福祉環境と災害対策は、命に直結するインフラとして最	市民・事業者アンケートの結果は、本計画案の策定に当たり、都市づくりの課題や方針を検討するための基礎資料として活用しています。 本計画案では、大網駅周辺及び国道128号沿道において、商業・業務機能などの立地を誘導する方針を示しており、企業誘致奨励金制度を活用した企業誘致にも取り組んでいます。

番号	意見	市の考え方
	優先の予算配分が必要です。 買物、飲食、娯楽環境の整備については、国道 128 号沿道や大網駅周辺への民間企業の誘致に向けたインセンティブ（固定資産税の減免など）を早期に具体化する必要があります。企業誘致については、単なる立地の呼びかけにとどまらず、国道 128 号沿道等において「地区計画による用途緩和」と「進出企業への固定資産税の減免（3～5 年）等の条例制定」をセットで提示し、買物環境の早期改善を図る必要があります。	いただいたご意見は関係課と共有し、今後、関連する施策を検討する際の参考とします。
5	P53 第 4 章「1.土地利用の方針 (5)都市の活性化を担う『市街化調整区域』の土地利用」 市街化調整区域の戦略的規制緩和 コンパクトな都市構造を目指す一方で、市域の約 89.1%を占める市街化調整区域をどのように生かすかが、実効性の鍵です。 圏央道大網白里スマートインターチェンジ周辺や国道 128 号沿道は、事業者からも商業・産業誘致への期待が非常に高い区域であるため、行政主導又は民間提案による地区計画の決定をさらに迅速化し、産業・商業の誘致による雇用の場を創出する必要があります。 また、高齢化が進む市街化調整区域の集落維持と生活利便性の向上を図るため、本市の地理的特性（大網駅周辺の市街地と広大な農地・既存集落との共存）を踏まえた戦略的規制緩和を提案します。 ①市街化調整区域の店舗面積制限を「150 m² → 500 m²」へ拡大 ②小規模診療所に「病床（有床）」や「調剤薬局」の併設をセットで緩和 ③空き家・古民家を「カフェやコワーキングスペース」へ用途変更しやすくする ④九十九里沿岸や農地エリアの「観光・一次産業」と連携した緩和	本計画案では、市街化調整区域における生活利便性や既存集落の維持に配慮するとともに、国道 128 号沿道や圏央道大網白里スマートインターチェンジ周辺等において、地域特性に応じた土地利用を誘導する方針を示しています。 いただいたご意見は関係課と共有し、今後、関連する施策を検討する際の参考とします。
6	P58 第 4 章「2.道路・交通の整備方針 (2)公共交通の方針」 コンパクト・プラス・ネットワークの持続可能性の担保 大網駅周辺のコンパクト化（拠点化）を進めても、市街化調整区域に住む移動弱者が駅や医療機関にアクセスできなければ機能しないため、デマンド型交通（乗合タクシー）と既存の路線バス・JR を一括して予約・決済できる地域密着型 MaaS を導入し、自家用車を利用しなくても生活できる交通ネットワークを維持すべきです。	本計画案では、各拠点を公共交通等で結ぶ都市構造を目指すとともに、新たな交通手段を検討し、大網駅の交通結節機能の向上を図る方針を示しています。 いただいたご意見は関係課と共有し、今後、関連する施策を検討する際の参考とします。

番号	意見	市の考え方
	また、大網駅前ロータリーの混雑緩和、歩行者・自転車動線の安全確保、バリアフリー化等により、交通結節機能を強化する必要があります。	
7	P92 第6章「計画の推進方策」 20年間にわたる本計画の実効性を確保するため、具体的なKPI、5年ごとの見直し及び短期・中期の目標を設定する必要があります。 また、公共施設等総合管理計画と都市計画を連動させ、公共インフラの更新、施設の統廃合及び長寿命化のスケジュールを予算と関連付けて管理する必要があります。	都市計画マスタープランは、都市計画やまちづくりに関する基本的な方針を示すもので、具体的な施策は、本計画に即して各分野の個別計画などにおいて検討・実施していくこととなります。 本計画案では、社会経済情勢の変化や関係法令、上位計画の改定など、計画を取り巻く状況に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。 いただいたご意見は関係課と共有し、今後の取組を検討する際の参考とします。
8	P47 第3章「4.将来都市構造 (2)将来都市構造の考え方 ②拠点 中心拠点」 P51 第4章「1.土地利用の方針 (2)商業・業務系土地利用」 P74 第5章「2.大網地域 (5)大網地域のまちづくりの基本方針 ①土地利用の方針 大網駅周辺【中心拠点】」 P92 第6章「計画の推進方策」 本案が中心拠点（大網駅周辺）について掲げる「商業・業務施設や生活利便施設などの立地を誘導」及び「商業・業務機能を中心とした都市機能の集積」について、その対象区域を「土地区画整理事業により基盤整備を終えた大網駅東側区域」と特定して明記し、同区域を本市の都市機能に係る重点投資の対象として位置付けることを要望します。あわせて、誘導する業務機能に情報通信・AI 関連等の新たな産業分野を含めるとともに、駅徒歩圏に中高層集合住宅を誘導することを明示し、沿道活用拠点（国道128号沿道）との動線及び土地利用の連続性を方針として位置付けるとともに、立地適正化計画について、策定期を定めて早期に策定する方針を明確にすることを要望します。	本計画案では、大網駅周辺を一体的な中心拠点として位置付け、商業・業務施設や生活利便施設等の立地を誘導する方針を示しています。 また、立地適正化計画については、都市機能、居住、公共交通及び防災等の状況を踏まえ、その必要性を検討します。 いただいたご意見は関係課と共有し、今後、大網駅周辺の土地利用や関連する施策を検討する際の参考とします。
9	P46 第3章「4.将来都市構造 (2)将来都市構造の考え方 ①ゾーン 将来市街地ゾーン」 P53 第4章「1.土地利用の方針 (5)都市の活性化を担う『市街化調整区域』の土地利用」 P71～P77 第5章「2.大網地域」 本案が「将来市街地ゾーン」と位置づける大網駅周辺（北・	本計画案では、大網駅周辺を中心拠点到位置付け、大網駅南地区について、計画的な市街地形成を図る方針を示しています。具体的には、地権者や区長で構成する「まちづくり協議会」と連携し、将来のまちづくりに向けた検討を進めてい

番号	意見	市の考え方
	南)のうち、南地区について、宅地造成による分譲住宅地化および郊外型の駅前商業開発を前提とした計画を見直し、区画整理事業を終えた駅東側区域との間で市域内の消費需要を奪い合うこと(商圈の重複による購買力の奪い合い、経営学でいうカニバリゼーション＝共食い)を避けるなどの街区間の役割分担を、将来都市構造および地域別方針に明記することを要望します。	す。 大網駅南地区と大網駅東側区域との役割分担についても、考慮しながら検討を進める必要があると考えています。 いただいたご意見は関係課と共有し、今後、大網駅周辺の土地利用や関連する施策を検討する際の参考とします。
10	P46 第3章「4.将来都市構造 (2)将来都市構造の考え方 ①ゾーン 将来市街地ゾーン」 P53 第4章「1.土地利用の方針 (5)都市の活性化を担う『市街化調整区域』の土地利用」 P71～P77 第5章「2.大網地域」 P92 第6章「計画の推進方策」 大網駅南地区の約18ヘクタールについて、分譲による所有権の細分化を招かないよう、公有・借地等により一体性を保ったまま活用する方針へと見直し、水田と営農の継続を市固有の資産として位置づけたうえで、農村体験など特色ある観光業に特化した「観光・自然活用ゾーン」の概念とも融合するような、香取市・木更津市の農園リゾートやバリ島ウブドの事例に見られる具体像をもった街区として位置づけることを提案します。あわせて、その検討にあたっては、市民に対して検討経過と選択肢を十分に開示し、全市民的な議論の場を設けることを要望します。	本計画案では、大網駅周辺を中心拠点に位置付け、大網駅南地区について、計画的な市街地形成を図る方針を示しています。具体的には、地権者や区長で構成する「まちづくり協議会」と連携し、将来のまちづくりに向けた検討を進めています。 大網駅南地区は、市の玄関口としての役割を踏まえ、観光の視点も考慮しながら検討を進める必要があると考えています。 いただいたご意見は関係課と共有し、今後、大網駅周辺の土地利用や関連する施策を検討する際の参考とします。
11	P52 第4章「1.土地利用の方針 (4)自然的土地利用」 P53 第4章「1.土地利用の方針 (5)都市の活性化を担う『市街化調整区域』の土地利用」 P71～P77 第5章「2.大網地域」 P92 第6章「計画の推進方策」 市街化区域内の農地について生産緑地地区を都市計画に定める方針と、生産緑地法に基づき面積要件を300㎡まで引き下げる条例の整備方針を、土地利用の方針および計画の推進方策に明記し、区域区分の見直し(市街化調整区域からの編入)を行う場合には、これらの制度整備を編入と同時またはそれに先立って完了させることを要望します。	いただいたご意見は関係課と共有し、今後、都市計画制度の運用や関連する施策を検討する際の参考とします。
12	P47 第3章「4.将来都市構造 (2)将来都市構造の考え方 ②拠点 観光交流拠点」 P50～P54 第4章「1.土地利用の方針」 P70～P90 第5章「地域づくりの方針(地域別方針)」 P92 第6章「計画の推進方策」 大網駅南地区に、水田景観および営農の継続と一体の公営	本計画案では、大網駅周辺を中心拠点に位置付け、大網駅南地区について、計画的な市街地形成を図る方針を示しています。具体的には、地権者や区長で構成する「まちづくり協議会」と連携し、将来のまちづくりに向けた検討を進めてい

番号	意見	市の考え方
	(公設民営を含む) 滞在・体験型観光施設を核とする「駅前の田園観光拠点」を整備し、本案が「観光交流拠点」と位置づける小中池公園(山)・白里海岸(海)と一体運営する観光圏の形成と季節間の人材循環を、観光・地域別方針・推進方策の各章に位置づけることを提案します。	す。 いただいたご意見は関係課と共有し、今後、大網駅周辺の土地利用や関連する施策を検討する際の参考とします。
1 3	P46 第3章「4.将来都市構造 (2)将来都市構造の考え方 ①ゾーン 海浜交流ゾーン」 P47 第3章「4.将来都市構造 (2)将来都市構造の考え方 ②拠点 観光交流拠点」 P66～P68 第4章「6.都市防災の方針」 P84～P90 第5章「4.白里地域」 白里地域について、夏季の海水浴場運営を中心とする現行の観光形態を活かしつつ、生活機能を旧白里市街地に集約する「海岸地区のコンパクトシティ化」と、津波避難施設・避難路の整備と一体の海岸観光基盤の充実、および既設循環バスによる大網駅方面との接続強化を方針とすること、そして、閑散期における季節変動の弱点については、駅南地区の観光拠点整備や道の駅の整備による連携により、年間を通じ安定した観光従事者の雇用につなげる計画とすることを要望します。	本計画案では、白里地域について、生活利便機能、観光・交流、防災及び公共交通の充実を図る方針を示しています。 いただいたご意見は関係課と共有し、今後、関連する施策を検討する際の参考とします。
1 4	P35～P37 第2章「4.都市づくりの主要課題」 P44～P48 第3章「4.将来都市構造」 P50 第4章「1.土地利用の方針 (1)住宅系土地利用」 P52 第4章「1.土地利用の方針 (3)工業系土地利用」 P70～P90 第5章「地域づくりの方針 (地域別方針)」 隣接する茂原市におけるA I データセンター・半導体関連への産業構造の転換を、本計画が踏まえるべき主要な前提条件(計画の与条件)として明記し、本市を「高い専門性と所得を有する人材の職住近接の受け皿」として位置づける方針を、まちづくりの課題・将来都市構造・土地利用の方針の各章に位置づけたうえで、これを、みずほ台・みどりが丘等の既存住宅団地の再評価および永田駅周辺の住環境整備を推進する根拠とすることを提案します。	本計画案では、産業振興、定住促進及び住宅団地の居住環境の充実等に関する方針を示しています。 いただいたご意見は関係課と共有し、今後、関連する施策を検討する際の参考とします。
1 5	P50 第4章「1.土地利用の方針 (1)住宅系土地利用」 P55～P58 第4章「2.道路・交通の整備方針」 P71～P77 第5章「2.大網地域」 P78～P83 第5章「3.増穂地域」 みずほ台・みどりが丘・季美の森等の計画的住宅団地について、団地内センター等の整備・拠点化による生活機能の維持、高齢居住者の交流基盤の整備、既設循環バスによる拠点接続から	本計画案では、住宅団地の良好な居住環境、生活利便性及び移動手段の確保を図るとともに、大網白里アリーナ等をスポーツ交流拠点に位置付け、市民の健康づくりや交流機会の創出により、地域の活性化を図る方針を示しています。 いただいたご意見は関係課と共有し、

番号	意見	市の考え方
	なる「団地内コンパクトシティ化」を団地名を挙げて地域別方針に明記するとともに、これらの団地の既存住宅ストックを転入の受け皿として再評価し、老朽化した上下水道等の設備更新を計画的に進める方針、および永田駅周辺における住環境整備の誘導方針を位置づけ、あわせて、本案が「スポーツ交流拠点」と位置づける大網白里アリーナ等を、全市的な市民交流の場としても活用する方針を位置づけることを要望します。	今後、関連する施策を検討する際の参考とします。
16	P92 第6章「計画の推進方針」 令和8年7月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2026」（骨太方針2026）が掲げる「責任ある積極財政」への転換を踏まえ、複数年度の投資計画と国費獲得の戦略（立地適正化計画の策定、「令和の都市リノベーション」「コンパクト・プラス・ネットワークの深化」、地域未来戦略・戦略産業クラスター計画・地域未来交付金等の活用）を計画の推進方針に明記するとともに、人口動態・大網駅および永田駅の乗車人員・交通量・駐車場稼働率・地価・観光施設の稼働状況・隣接市の産業動向等の指標を毎年モニタリングし、定量的な見直しの基準（トリガー）と3段階の段階的ロードマップを定めて、市の健全財政に資する計画運用とすることを要望します。	都市計画マスタープランは、都市計画やまちづくりに関する基本的な方針を示すもので、具体的な施策は、本計画に即して各分野の個別計画などにおいて検討・実施していくこととなります。 本計画案では、国や県、関係機関との連携を強化し、各種支援制度・事業を有効に活用するとともに、事業の必要性や緊急性を見極めながら、効率的かつ効果的に政策を推進する方針を示しています。 いただいたご意見は関係課と共有し、今後、具体的な施策や事業を検討する際の参考とします。
17	P52 第4章「1.土地利用の方針 (3)工業系土地利用」 みどりが丘の遊休地を「産業導入拠点として位置付ける」としているが、住宅地の環境を保全するため、住宅地内を通らずにアクセスできる道路が必要ではないか。	本計画案では、みどりが丘地区業務地を産業導入拠点に位置付け、周辺の居住環境に配慮しながら、産業及び地域・社会活動の増進に寄与する施設等の立地を誘導する方針を示しています。 いただいたご意見は関係課と共有し、今後、関連する施策を検討する際の参考とします。
18	P9 第1章「2.計画改定の背景 (1)上位計画での位置づけ ②大網白里市第6次総合計画」 「土地利用の基本方針」において、「③ 農地と田園環境を保全する土地利用」とするのであれば、2018年の都市計画法改正により新たに規定された「田園住居地域」の指定も検討すべきではないか。特に、主要地方道山田台大網白里線の国道より東側の沿線で、現在、市街化調整区域となっている部分について検討すべきではないか。	本計画案では、農地・田園環境と住宅地が調和した土地利用を図る方針を示しています。ご意見の区域は市街化調整区域であるため、田園住居地域の指定を検討する場合には、区域区分の見直しの必要性を含め、農地の保全、市街地形成の見通し、都市基盤の状況及び関係権利者の意向等を踏まえ、総合的に検討する必要があります。 いただいたご意見は関係課と共有し、今後、都市計画制度の運用を検討する

番号	意見	市の考え方
		際の参考とします。
19	P50 第4章「1.土地利用の方針 (1)住宅系土地利用」 旧駅前（旧国道、旧県道沿線）付近は、活性化、防災上の観点（浸水対策、土砂災害対策、防火）から、市街地再整備事業を検討すべきではないか。	本計画案では、既成市街地における都市基盤の整備、良好な居住環境の維持及び防災性の向上を図る方針を示しています。 いただいたご意見は関係課と共有し、今後、関連する施策を検討する際の参考とします。
20	P51 第4章「1.土地利用の方針 (2)商業・業務系土地利用」 「商業施設、業務施設の誘導」と記載しているが、具体策が見受けられない。また、先に策定された企業誘致方針との整合性も見受けられない。	本計画案では、大網駅周辺への商業・業務機能を中心とした都市機能の集積や、国道128号沿道への商業・業務施設や流通業務施設等の立地を誘導する方針を示しています。 具体的には、大網駅周辺では、「まちづくり協議会」と連携して、将来のまちづくりに向けた検討を進めるとともに、国道128号沿道の市街化調整区域では地区計画制度を活用し、計画的な土地利用の誘導を進めています。 また、大網白里市企業誘致基本方針との整合については、白里地区臨海部の一部において、地域資源を活用した産業の活性化を図る工業系土地利用を誘導するとともに、圏央道大網白里スマートインターチェンジ周辺において、多様な産業の受け皿となる土地利用を誘導する方針を示しています。
21	P53 第4章「1.土地利用の方針 (5)都市の活性化を担う『市街化調整区域』の土地利用」 圏央道大網白里スマートインターチェンジ周辺については、曖昧な表現にとどまり、都市計画としてどのようにするのか、見通しが示されていない。	本計画案では、圏央道大網白里スマートインターチェンジ周辺を産業導入拠点として位置付け、広域道路による交通利便性や豊かな自然環境を生かし、産業施設等の立地を誘導する方針を示しています。 具体的な土地利用の手法や事業化の可能性については、周辺環境、土地利用の需要等を踏まえた検討が必要となります。
22	P52 第4章「1.土地利用の方針 (3)工業系土地利用」 「経田地区の主要地方道山田台大網白里線沿道は、サービ	経田地区の主要地方道山田台大網白里線沿道の一部は、既に準工業地域

番号	意見	市の考え方
	ス施設が立地しており」とは何を指しているのか。商店、飲食店等が点在していることを指しているのか。また、経田地区及び白里地区において、一部を工業系用途地域に変更するということか。 都市計画法上、市街化調整区域で開発が可能となる方法として、中小企業の集積化事業があるが、需要の可能性を探っているのか。 都市計画の話ではないが、企業誘致について、単にホームページに掲載するだけで、どれだけの企業が見えるのか。業界団体等への売り込みが必要ではないか。	に指定されており、サービス施設の立地は、ガソリンスタンドや自動車修理工場を指しています。 白里地区臨海部の一部は、地域資源であるヨウ素の製造拠点となっていることから、産業の活性化を先導的に図る工業系土地利用を誘導する方針を示しています。また、大網白里市企業誘致基本方針に基づき、用途地域の変更について検討します。 いただいたご意見は関係課と共有し、今後、関連する施策を検討する際の参考とします。
2 3	P53 第4章「1.土地利用の方針 (5)都市の活性化を担う『市街化調整区域』の土地利用」 線引き以前にミニ開発された分譲住宅地は、市街化調整区域にあり、農林水産業従事者以外が居住していることが多く、建替えが困難で、再開発ができない。今後、管理不全建物（空家）や管理不全土地（雑草等が繁茂する空地）が増える原因となる。衛生上及び防災上の観点からも、再開発（敷地をまとめた建替えなど）ができるよう、法令の特例を県や国に要望すべきではないか。	市街化調整区域内の既存住宅地における空き家・空地、防災及び衛生上の問題については、重要な課題であると認識しています。 いただいたご意見は関係課と共有し、今後、関連する施策を検討する際の参考とします。
2 4	P56 第4章「2.道路・交通の整備方針 (1)道路の整備方針 ③構想道路」 計画のみで全く見通しが立たない都市計画道路を含む「構想道路」は、今後どのようなプロセスで実現していくのか。	構想道路については、交通需要、必要性、事業効果、防災上の役割等を踏まえ、今後の取扱いや事業化の可能性について検討する必要があります。事業化する場合には、事業の内容に応じて、必要な手続等を行うこととなります。 なお、構想道路は、将来の道路網の方向性を示すものであり、現時点で整備を決定したものではありません。
2 5	P35 第2章「4.都市づくりの主要課題」 本市の場合、多くの人に来てもらうには、無料の広い駐車場が必要です。駅前に用意できるのか。	本計画案では、大網駅周辺における交通結節機能及び回遊性の向上を図る方針を示しています。 いただいたご意見は関係課と共有し、今後、関連する施策を検討する際の参考とします。
2 6	P53 第4章「1.土地利用の方針 (5)都市の活性化を担う『市街化調整区域』の土地利用」	都市計画マスタープランは、都市計画やまちづくりに関する基本的な方針を示すも

番号	意見	市の考え方
	美しい中央海岸ですが、CO2 回収・貯留（CCS）事業により、近い将来、洋上に無粋な建物が建つ予定です。ウミガメやハマグリがいなくなってしまうかもしれません。 美しい風景、ウミガメ、ハマグリといった白里海岸のウリがなくなってしまう計画が進んでいるので、白里海岸を観光拠点とするのはいいかなものかと思います。	ので、具体的な施策は、本計画に即して各分野の個別計画などにおいて検討・実施していくこととなります。 本計画案では、白里海岸の自然環境及び景観の保全を図りながら、その魅力を生かし、観光交流拠点として活用していく方針を示しています。 いただいたご意見は関係課と共有し、今後、関連する施策を検討する際の参考とします。
27	P68 第4章「6.都市防災の方針（2）安心・安全なまちづくりの推進」 白里海岸に6か所設置されている陸閘に関する記述がありません。津波警報が発令されると、十数分でゲートが閉まり、内陸部への避難が困難になります。安全に関する重要なことが記載されていないマスタープランを公表することは、市民の安全を軽視していると思えません。	本計画案では、津波避難施設、避難路及び誘導標識等の整備により、住民や観光来訪者が安全かつ円滑に避難できる環境を確保する方針を示しています。 陸閘の管理・運用と避難経路との関係に関するご意見は、住民や海岸利用者の安全な避難に関わるものとして、関係課及び関係機関と情報共有します。
28	P92 第6章「計画の推進方策」 市民等と行政が相互に連携しながら、計画の実現に向けた取組を進めるとのことですが、「道の駅」に関するパブリックコメントでは、財政上の不安から中止を求める意見が寄せられているにもかかわらず、市民の意見は全く考慮されず、事業が進められました。市民が計画に反対する場合は、どうなるのでしょうか。	パブリックコメントは、計画等への賛否を問うものではなく、寄せられたご意見の内容を踏まえ、計画等を検討するための手続きです。 いただいたご意見は関係課と共有し、今後の取組を検討する際の参考とします。
29	市は賑わいを創出したいようですが、令和の自治体では、「人口は減るもの」を前提とした政策が求められています。賑わなくても、住民サービスが低下しない政策を考えていくべきだと思います。	本計画案における「にぎわいの創出」は、人口減少を見据えつつ、商業、医療、福祉、交通等の日常生活に必要な機能を維持し、地域の活力を支えることを目指すものです。これらの都市機能を、拠点へ集約するとともに、公共交通で結ぶことにより、人口減少下においても持続可能で暮らしやすい都市構造を目指します。 いただいたご意見は関係課と共有し、今後、関連する施策を検討する際の参考とします。
30	マスタープランを実現するための財源も人材も不足しているのではないのでしょうか。プランの見極めが重要かと思います。	都市計画マスタープランは、長期的な視点から、都市計画やまちづくりに関する基本的な方針を定めるものです。

番号	意見	市の考え方
		具体的な施策や事業については、財源及び人員の状況を踏まえ、必要性、緊急性、効果及び優先順位等を総合的に勘案し、実施を検討します。 また、社会経済情勢の変化や関係法令、上位計画の改定など、計画を取り巻く状況に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。 いただいたご意見は関係課と共有し、今後、関連する施策や事業を検討する際の参考とします。